

議案第60号

佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の改正について

佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和6年6月7日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年佐野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第30条、第32条、第45条及び第48条の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第30条、第32条、第45条及び第48条の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、職員配置の最低基準を改め、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第60号参考資料

佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
(職員) 第24条 (略) 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) (略) (2) 法第18条の5各号及び<u>第34条の20第1項第4号</u>のいずれにも該当しない者 3・4 (略) (職員) 第30条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第32条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は、保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人	(職員) 第24条 (略) 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) (略) (2) 法第18条の5各号及び<u>第34条の20第1項第3号</u>のいずれにも該当しない者 3・4 (略) (職員) 第30条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第32条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は、保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第45条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第48条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は、保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略)	(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第45条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第48条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は、保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略)
---	---